

# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
5	福祉医療費助成に関する事務 基礎項目評価書

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

垂井町は、福祉医療費助成に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の利益権利の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

-

## 評価実施機関名

岐阜県 垂井町長

## 公表日

令和8年3月10日

# I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	福祉医療費助成に関する事務
②事務の概要	垂井町福祉医療費助成に関する条例(昭和50年垂井町条例第29号)等及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)に基づき、特定個人情報ファイルを以下の事務で取り扱う。 乳幼児等(小中・18歳までを含む)の医療費助成事務、重度心身障害者の医療費助成事務、母子家庭等の医療費助成事務、父子家庭の医療費助成事務における ①受給者証交付申請等各種申請・届出の受付、審査、受給者証の交付、資格管理 ②償還払い申請の受付、審査(調査)、支給処理 ③国民健康保険団体連合会等からの医療費請求書類等の審査(調査)
③システムの名称	福祉医療システム、宛名・納付システム、中間サーバー、団体内統合宛名システム、障害者福祉システム、EUCシステム
2. 特定個人情報ファイル名	
資格情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法 第9条第2項 垂井町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例 第4条
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[ 実施する ] <span style="float: right;">&lt;選択肢&gt; 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定</span>
②法令上の根拠	1 情報提供の根拠 情報ネットワークシステムによる情報提供は行わない。 2 情報照会の根拠 (1) 番号法 第19条第9号 (2) 垂井町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例第4条
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	健康福祉課
②所属長の役職名	課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	垂井町 情報公開・個人情報保護担当 〒503-2193 岐阜県不破郡垂井町宮代2957番地の11 Tel 0584-22-1151
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	垂井町 情報公開・個人情報保護担当 〒503-2193 岐阜県不破郡垂井町宮代2957番地の11 Tel 0584-22-1151
9. 規則第9条第2項の適用 <span style="float: right;">[ ]適用した</span>	
適用した理由	

## II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人が	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	[ 1,000人以上1万人未満 ] 令和7年12月1日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	[ 500人未満 ] 令和7年12月1日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし
いつ時点の計数か	[ 発生なし ]

## III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

## IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[ 基礎項目評価書 ]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 <span style="float: right;">[ <input type="radio"/> ]委託しない</span>		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[ ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) <span style="float: right;">[ <input type="radio"/> ]提供・移転しない</span>		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[ ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 <span style="float: right;">[ ]接続しない(入手) [ ]接続しない(提供)</span>		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

<b>8. 人手を介在させる作業</b>		<input type="checkbox"/> 人手を介在させる作業はない
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	<input type="checkbox"/> 十分である <input type="checkbox"/>	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	マイナンバー利用事務において、住基ネット照会によりマイナンバーを取得するのではなく、原則申請者からマイナンバーの提供を受け、その上で記載されたマイナンバーの真正確認を行っている。	
<b>9. 監査</b>		
実施の有無	<input type="checkbox"/> 自己点検	<input type="checkbox"/> 内部監査 <input type="checkbox"/> 外部監査
<b>10. 従業者に対する教育・啓発</b>		
従業者に対する教育・啓発	<input type="checkbox"/> 十分に行っている <input type="checkbox"/>	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
<b>11. 最も優先度が高いと考えられる対策</b>		<input type="checkbox"/> 全項目評価又は重点項目評価を実施する
最も優先度が高いと考えられる対策	<input type="checkbox"/> 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 <input type="checkbox"/>	<選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発
当該対策は十分か【再掲】	<input type="checkbox"/> 十分である <input type="checkbox"/>	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	マイナンバー制度における情報提供ネットワーク及び国税連携システムに関する情報セキュリティ対策の自己点検の実施により、特定個人情報の取り扱いに対し徹底を行っている。特定個人情報ファイルの滅失・毀損が万一発生した場合に備え、バックアップを保管している。特定個人情報を含むファイルやUSBメモリは施錠できる書棚等に保管している。	

## 変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成30年4月1日	I 4. ①実施の有無	未定	実施する	事前	
平成30年4月1日	I 4. ②法令上の根拠	記載なし	番号法第19条第1項第8号	事前	
平成30年4月1日	I 5. ②所属長	課長 片岡 兼男	課長 藤塚 康孝	事前	
平成30年4月1日	II 1. いつの時点での計数か	2015/7/1	2018/4/1	事前	
平成30年4月1日	II 2. いつの時点での計数か	2015/7/1	2018/4/1	事前	
	I 4. ②法令上の根拠	※母子家庭等の医療費助成事務、父子家庭の医療費助成事務のみ実施	当該記載の削除	事前	
	I 5. ②所属長の役職名	課長 藤塚 康孝	課長	事前	
	II 1. いつの時点での計数か	2018/4/1	2019/1/1	事前	
	II 2. いつの時点での計数か	2018/4/1	2019/1/1	事前	
	IVリスク対策	記載なし	記載の追加	事前	
令和1年9月17日	I 関連情報 7 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 請求先	岐阜県不破郡垂井町1532番地の1	岐阜県不破郡垂井町宮代2957番地の11	事後	役場庁舎移転に伴う変更
令和1年9月17日	I 関連情報 8 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ 請求先	岐阜県不破郡垂井町1532番地の1	岐阜県不破郡垂井町宮代2957番地の11	事後	役場庁舎移転に伴う変更
令和2年4月1日	I 関連情報 1 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	乳幼児等(小中学生を含む)	乳幼児等(小中・18歳までを含む)	事前	条例の改正に伴う変更
令和3年8月2日	I 関連情報 4 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	番号法第19条第1項第8号、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第14号に基づき同条第7号に準ずるものとして定める特定個人情報の提供に関する規則第2条	番号法第19条第9号、垂井町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例第4条	事前	番号法の改正に伴う修正(令和3年9月1日施行)
令和3年8月2日	II 1. いつの時点での計数か	2019/1/1	2021/7/1	事後	
令和3年8月2日	II 2. いつの時点での計数か	2019/1/1	2021/7/1	事後	
令和6年3月15日	II 1. いつの時点での計数か	2021/7/1	2024/3/1	事後	
令和6年3月15日	II 2. いつの時点での計数か	2021/7/1	2024/3/1	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年12月1日	I 関連情報 1. ③システムの名称	福祉医療システム、宛名・納付システム、中間サーバー、団体内統合宛名システム、障害者福祉システム	福祉医療システム、宛名・納付システム、中間サーバー、団体内統合宛名システム、障害者福祉システム、EUCシステム	事前	標準準拠システム移行に伴う変更
令和7年12月1日	I 関連情報 3. 法令上の根拠	番号法 第9条第2項	番号法 第9条第2項 垂井町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例 第4条	事後	番号法の改正に伴う修正 (令和6年5月27日施行)
令和7年12月1日	I 関連情報 4. ②法令上の根拠	情報提供の根拠 なし(提供を行わない。) 情報照会の根拠 番号法第19条第9号、垂井町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例第4条	1 情報提供の根拠 情報ネットワークシステムによる情報提供は行わない。 2 情報照会の根拠 (1) 番号法 第19条第9号 (2) 垂井町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例第4条	事後	番号法の改正に伴う修正 (令和6年5月27日施行)
令和7年12月1日	II しきい値判断 1. いつ時点の計数か	2024/3/1	2025/12/1	事後	
令和7年12月1日	II しきい値判断 2. いつ時点の計数か	2024/3/1	2025/12/1	事後	
令和7年12月1日	IV リスク対策 8. 人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	新規項目	十分である	事後	
令和7年12月1日	IV リスク対策 8. 判断の根拠	新規項目	マイナンバー利用事務において、住基ネット照会によりマイナンバーを取得するのではなく、原則申請者からマイナンバーの提供を受け、その上で記載されたマイナンバーの真正確認を行っている。	事後	
令和7年12月1日	IV リスク対策 11. 最も優先度が高いと考えられる対策	新規項目	8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策	事後	
令和7年12月1日	IV リスク対策 11. 当該対策は十分か【再掲】	新規項目	十分である	事後	
令和7年12月1日	IV リスク対策 11. 判断の根拠	新規項目	マイナンバー制度における情報提供ネットワーク及び国税連携システムに関する情報セキュリティ対策の自己点検の実施により、特定個人情報の取り扱いに対し徹底を行っている。特定個人情報ファイルの滅失・毀損が万一発生した場合に備え、バックアップを保管している。特定個人情報を含むファイルやUSBメモリは施錠できる書棚等に保管している。	事後	